

判決年月日	平成23年10月24日	担当 部	知的財産高等裁判所 第3部
事 件 番 号	平成22年（行ケ）第10405号		
○特許拒絶査定に対する不服審判請求の不成立審決について、引用発明の認定に誤りがあり、これを前提とした本願発明と引用発明との対比、相違点についての容易想到性判断にも誤りがあることになるとして、審決が取り消された事例			

（関連条文）特許法29条2項

本件は、原告が、特許庁に対し、発明の名称を「直管型コリオリ流量計の組立体」とする発明について特許出願をしたが拒絶査定を受け、これに対し、不服審判の請求をしたが、不服審判請求は成り立たないとの審決を受けたことから、その審決の取消しを求めた事案である。

本判決は、審決が、引用刊行物について、①チタン又はチタン合金で形成され、一体状に構成されているコリオリ導管1及び接続導管11を有するコリオリ式質量流量計の製造方法が開示されていると認定したこと、②コリオリ導管1、補償シリンダ6及び結合リング7に、接続導管11も含めて組立体を認定したこと、③組立体の各端部を受容シリンダ8に取り付けることが開示されていると認定したことは誤りであり、これを前提とした本願発明と引用発明との対比、相違点についての容易想到性判断にも誤りがあることになるとして、審決を取り消した。